

# 特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

特別支援教育課

## 1 改正の理由

中信地区特別支援学校再編整備計画による学びの場の再配置により、平成30年4月1日から寿台養護学校において知的障がいのある児童・生徒の受け入れを開始することに伴い、特別支援学校管理規則特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第7号）について、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

(1) 特別支援学校管理規則（学校において行う教育）第2条の2別表第1の規定「病弱者に対する教育」に「知的障害者」を加える。

## 3 施行期日

平成30年4月1日

特別支援学校管理規則新旧対照表

改正案		現行	
(別表第1) (第2条の2関係)		(別表第1) (第2条の2関係)	
学校の名称 (略)	学校において行う教育	学校の名称 (略)	学校において行う教育
寿台養護学校	知的障害者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)に対する教育	寿台養護学校	病弱者(身体虚弱者を含む。)に対する教育